

インドネシア

意匠規則

2005年インドネシア共和国政令第1号
意匠に関する2000年法律第31号の施行
2020年4月2日木曜日更新

目次

第I章 総則

第1条

第2条

第3条

第II章 意匠出願

第1部 出願の提出

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第2部 出願の受理

第10条

第3部 方式審査

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第4部 公開

第16条

第17条

第18条

第19条

第5部 出願の補正

第20条

第 6 部 出願の取下げ

第 21 条

第 22 条

第 III 章 実体審査, 拒絶及び意匠登録証の付与

第 1 部 実体審査

第 23 条

第 24 条

第 2 部 拒絶

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 3 部 意匠登録証の付与

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 IV 章 意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更並びに意匠権の移転の登録

第 1 部 意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を登録するための申請

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 2 部 意匠権の移転を登録するための申請

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 V 章 意匠登録の取消し

第 43 条

第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条

第 VI 章 意匠一般登録簿及び意匠公報

第 50 条
第 51 条
第 52 条

第 VII 章 経過規定

第 53 条

第 VIII 章 終則

第 54 条

第 I 章 総則

第 1 条

本規則において、以下に掲げる用語は、次のように定義する。

1. 工業意匠(以下「意匠」という)とは、立体又は平面における形状、構造、線若しくは色彩からなる構成又はそれらの結合を包含する創作に関する。当該創作は、美的印象を与え、立体又は平面のパターンにより実現可能である。当該創作は、製品、商品、工業製品又は手工芸品の生産に用いることが可能である。
2. 意匠の説明とは、意匠自体に関する情報を提供する説明書類をいう。当該説明は、意匠に関連する商品又は製品に関する説明とともに、保護を求める態様についての説明を含み、新規性の説明として提示することができる。
3. 図面とは、立体又は平面の画像の何れかとして提示される意匠の視覚的表現をいう。当該図面は、保護を目的とするすべての意匠内部分の外觀を包括的に表現する。
4. 出願とは、総局に提出される意匠登録出願をいう。
5. 出願人とは、出願をする者をいう。
6. 代理人とは、意匠に関する 2000 年法律第 31 号にいう知的所有権コンサルタントをいう。
7. 審査官とは、その専門知識に基づいて長官が任命し、出願審査の実施を任務とする者をいう。
8. 創作者とは、単独又は共同で意匠を創作する者をいう。
9. 意匠権所有者は、元の意匠権所有者である創作者とともに、当該創作者から直接又は先に当該意匠権を取得した他の者に続いて、当該意匠権を取得する者を含む。
10. 意匠権とは、創作者の創作活動に対してインドネシア共和国が付与する排他権であつて、創作者が、指定された期間、当該権利を単独で行使すること又は他の者に行使する権限を与えることを可能にする。
11. 優先日とは、登録出願が最初に基礎出願の国において優先権を求める特定の日をいう。
12. 日とは、就業日をいう。
13. 法律とは、意匠に関する 2000 年法律第 31 号をいう。
14. 大臣とは、法務人権大臣をいう。
15. 総局とは、知的所有権総局をいう。

第 2 条

- (1) 意匠権は、新規とみなされる意匠に対して付与される。
- (2) 意匠は、当該意匠の出願受理日において、先に開示された意匠又は既存の意匠と区別され、かつ、同一でない場合には、新規であるものとみなす。
- (3) (2)に記載する、先に開示された意匠とは、次に掲げる日以前に、インドネシア国内又は国外において既に公表又は使用された意匠をいう。
 - (a) 出願受理日、又は
 - (b) 出願が優先権を伴う場合には、優先日

第3条

(1) 出願は、次に掲げるものに対してのみ行うことができる。

a. 1の意匠、又は

b. 単一の実体として結合されているか、同一の分類に属する複数の意匠

(2) (1)にいう意匠は、第1条第1項にいう基準を満たすものである。

第 II 章 意匠出願

第 1 部 出願の提出

第 4 条

(1) 出願は、インドネシア語の書面により総局に提出しなければならない。これには、必要な様式の写しを 4 部作成しなければならない。

(2) (1)に記載する願書の様式及び内容は、本規則に添付された見本様式に概説するとおりとする。

(3) (2)にいう記載する願書は、法律第 11 条(1)、(2)及び(3)の規定に従って完成させなければならない。

第 5 条

(1) 第 4 条にいうそれぞれの出願には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- a. 登録出願に係る意匠の見本、図面、写真又は説明であって、提出用の写し 3 部
- b. 出願に係る意匠が出願人又は創作者の所有権である旨を記載した、印紙税を伴う陳述書又は公証人が法律上正当と認める陳述書
- c. 出願手数料についての納付を証明するもの

(2) 創作者以外の者が出願をする場合は、(1)に記載する出願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- a. 出願人が当該意匠について権原を有することの十分な証拠を含む陳述書
- b. 代理人が出願をする場合には、特別委任状

第 6 条

(1) 第 5 条(1)第 a 項にいう図面又は写真は、次のとおりとする。

- a. 100gsm(100 グラム/m²)から 200gsm(200 グラム/m²)までの範囲の紙を使用して、A4 サイズの白色用紙に作成する。
- b. A4 用紙に提示される図面又は写真はそれぞれ、その品質又は解像度を損なうことなく、写真複写機又はスキャナを使用して複製が可能とする。
- c. それぞれの図面には、その通し番号を含む適切な説明を添付しなければならない。当該説明は、図面に表された位置及び視点を考慮して、表される意匠の外観を包括的に説明すること。当該説明は、保護を求める意匠の開示内容を明らかにする役割を果たす。
- d. 図面又はスキャンした写真画像の配置は、下縁、右縁及び左縁を 2cm とし、上縁を 2.5cm とすること。
- e. それぞれの図面には、通し番号を割り当てなければならない。
- f. 図面又は写真は、実物見本と一致しなければならない。
- g. 意匠図面は、点線により表される領域について保護を求めない場合、当該点線を組み込むことができる。ただし、図面の特定部分に対して保護を求める場合には、当該部分は実線を使用して表すこと。
- h. 出願には、ディスク(フロッピーディスク)に保存された画像データの様式により提出することが可能な意匠の添付図面を含めることができる。これにより、公開手順が容易に

なり、意匠の検討及び審査が促進される。

(2) 外国語を使用する意匠の説明は、インドネシア語に翻訳しなければならない。

(3) 意匠の説明には、保護を求める意匠に関して不可欠な情報を含めること。当該説明には、保護を求める意匠に関連する商品又は製品の明確かつ包括的な説明を提供すること。

(4) 第5条(2)第b項に記載する特別委任状は、次に掲げる条件に従うことを条件とした、出願をするための特別委任状である。

- a. 委任状の付与者及び受領者が署名すること
- b. 公証人が捺印し、法律上正当と認めたこと
- c. 外国語により記載されている場合には、インドネシア語の翻訳文を添付すること

第7条

(1) 複数の出願人が共同して出願をする場合は、当該出願には、出願人のうちの1人が正当に署名し、かつ、他の出願人の同意書を添付しなければならない。

(2) (1)に記載する出願には、関係するすべての出願人の名称を添付し、かつ、出願に署名した出願人の住所のうちの1つを指定しなければならない。

第8条

(1) インドネシア共和国領外に居住している出願人は、代理人を通じて出願しなければならない。

(2) (1)にいう出願人は、インドネシアにおける法律上の居所を選択し、申告しなければならない。

第9条

優先権を利用して出願をする場合には、出願は法律第16条及び第17条の規定に従う。

第2部 出願の受理

第10条

出願受理日とは、出願が受理され、以下に定めるすべての要件を満たしているとみなされる特定の日をいう。

- a. 願書は、写しを4部作成しなければならない。
- b. 登録出願に係る意匠の見本、図面又は写真は、それに関する説明又は情報とともに、写しを3部添付しなければならない。
- c. 法律第11条(1)に規定する出願手数料の必要な納付が行われていなければならない。

第3部 方式審査

第11条

(1) 総局は、出願に関して、第4条から第9条までの一連の方式審査を実施しなければならない。これらの審査には、目視検査、方式要件の確認及び意匠の開示内容の明確性の評価が含まれる。当該審査は、出願受理日から最長30日以内実施しなければならない。

(2) 総局は、第4条から第9条までの出願要件及び完全性に不備があると認められた場合、出願受理日から最長30日以内に、出願人又はその代理人に通知する。当該通知は、認められた不備に関して出願人又はその代理人への情報提供の役割を果たす。

(3) 出願人又はその代理人は、(2)に記載する認められた不備について、当該不備に関する通知を受けた日から3月以内に解消する必要がある。

(4) (3)に記載する要件を満たす期限は、出願人又はその代理人の請求により、最長1月延長することができる。

(5) (3)及び(2)に記載する要件を満たさない場合には、総局は、出願人又はその代理人に対して、出願を拒絶した旨の通知書を送付しなければならない。当該通知書は、(3)及び(4)に規定する期間が満了した後、最長14日以内に送付される。

(6) (5)に規定するところにより出願を拒絶した場合には、総局に納付された手数料は、返還することも、回収することもできない。

第12条

(1) 総局は、第11条(1)に規定する方式審査において、説明、図面又は図面の説明を含む意匠の開示内容(出願の単一性に関するものを含む)に相違があることを発見した場合、出願人又はその代理人に通知する。当該通知は、出願受理日から最長30日以内に送付される。

(2) 出願人又はその代理人は、公開目的による明確性及び適切性を確保するために、意匠の開示内容を補正する必要がある。当該補正は、(1)に記載する通知が送付された日から3月を超えない期間内に行わなければならない。

(3) (2)に記載する出願の補正の期限は、出願人又はその代理人の請求により、最長1月延長することができる。

(4) (2)及び(3)に記載する要件を満たさない場合には、第11条(5)及び(6)に概説する規定の適用があるものとする。

(5) また、審査官は、意匠の開示内容の明確性に関する審査において、関連規定に従ってそれぞれの出願を分類しなければならない。

第13条

(1) 第11条(1)に記載する方式審査において複数の出願内容が認められた場合には、総局は、出願受理日から最長30日以内に、出願人又はその代理人に対して、出願を分割するよう書面により通知する。

(2) 出願人又はその代理人は、(1)に記載する通知を受けた日から最長3月以内に、出願の分割をする必要がある。

(3) (2)に記載する出願分割の期限は、出願人又はその代理人の請求により、最長1月延長することができる。

(4) 出願人が(2)及び(3)に規定する期限内に出願を分割しなかった場合には、審査官は、それぞれの分類に最も関連する出願の審査のみを実施するものとする。

(5) (2)にいう出願のそれぞれの分割部分には、法律の規定に定める手数料を課さなければならない。

第14条

(1) 出願人又はその代理人には、第11条(5)及び第12条(4)にいうところにより出願を拒絶した旨の決定に対して、当該通知を受けた日から最長30日以内に、不服を申し立てる機会を与えられる。

(2) 出願人又はその代理人が、(1)に記載する不服を申し立てない場合には、(1)にいう総局による拒絶の決定は確定する。

(3) 総局は、(1)に記載する不服申立書を受領した日から30日以内に、(1)に記載する不服申立を認めるか却下するかを決定しなければならない。

(4) 不服申立が認められた場合には、総局は、出願手続のその後の段階を進める。

第15条

(1) 出願人又はその代理人は、第11条(5)及び第12条(4)に記載する拒絶の決定に関して、準拠法に概説する規定に従い、商務裁判所に訴訟を提起して法的手続を開始することができる。

(2) 総局は、(1)に記載する訴訟が認められたことを裏付ける、法的拘束力のある判決の謄本を受領したときは、出願手続のその後の段階を進める。

第4部 公開

第16条

(1) 長官は、第4条から第9条まで及び法律第4条に記載する基準を満たした出願を公開しなければならない。当該開示は、容易かつ包括的に公衆の閲覧に供することができるようにするため、当該出願を意匠公報又は特別施設官報に公開することによって行わなければならない。

(2) (1)に記載する出願の公開があったときは、当事者は、総局に対して異議申立書を提出することができる。当該異議申立書には、その異議を裏付ける包括的な理由を添付すること。

第17条

(1) 第16条(1)に記載する出願の公開は、出願受理日から最長3月以内に行われる。

(2) 第11条(3)及び(4)、第12条(2)及び(3)並びに第13条(2)及び(3)に規定する期間内に出願の要件を満たしていない場合には、第16条(1)に記載する出願の公開は、当該要件を満たしたときに行う。

(3) 第15条(1)及び第28条(1)にいう出願の拒絶の決定に対して、出願人又はその代理人が訴訟を提起した場合には、第16条(1)に記載する出願の公開は、当該訴訟が認められたことを裏付ける、裁判所による法的拘束力のある判決の謄本を受領した時点で行う。

第18条

第16条(1)に詳述する出願の公開は、次に掲げる情報を含む。

- a. 出願人の姓名及び住所
- b. 代理人を通じて出願をする場合には、代理人の姓名及び住所
- c. 出願の受理日及び受理番号
- d. 出願が優先権に基づいて行われた場合には、基礎出願の国名及び最初の出願受理日
- e. 意匠の名称及び分類
- f. 意匠の図面又は写真

第19条

(1) 出願人又はその代理人は、出願時に、出願の公開の延期を書面により請求することができる。

(2) (1)に記載する公開の延期は、出願受理日又は優先日から12月の期間を超えないものとする。

第5部 出願の補正

第20条

- (1) 出願人又はその代理人は、提出された出願の修正又は補正を行うことができる。ただし、当該補正が最初に提出された意匠の範囲を拡張するものでないことを条件とする。
- (2) 出願の補正により複数の出願が発生する場合は、これらの新たな出願にはそれぞれ、元の出願と同一の出願受理日が割り当てられるものとする。
- (3) 総局は、出願の修正又は補正により、出願に関連する意匠の範囲が拡張する場合、当該修正又は補正を却下する。
- (4) (1)にいう修正又は補正は、総局が出願を許可する前に、出願人又はその代理人が行うことができる。

第6部 出願の取下げ

第21条

出願人又はその代理人は、総局に対して書面により出願を取り下げることができる。ただし、当該出願に関して決定が下されていないことを条件とする。

第22条

第21条に記載するところにより出願が取り下げられた場合には、総局に納付されたすべての手数料は返還することができない。

第 III 章 実体審査，拒絶及び意匠登録証の付与

第 1 部 実体審査

第 23 条

(1) 何人も，第 17 条(1)にいう一定の公開期間内に，本質的な事項を包含した異議申立書を提出する権利を有する。これを行うためには，法律に概説する規定に従って手数料を納付しなければならない。

(2) (1)にいう異議申立書の提出は，法律に概説する第 26 条及び第 28 条(1)の規定に従って行わなければならない。

第 24 条

(1) 審査官は，第 23 条に記載するところにより出願に関して異議が申し立てられた場合，次に掲げる観点を含む包括的な審査を実施しなければならない。

- a. 意匠の新規性の評価
- b. 現行の法令，公序，宗教又は道徳に反する要素の評価
- c. 出願の単一性の精査
- d. 意匠の開示内容の明確性に関する事項の検討

(2) (1)に記載する審査は，次に掲げる事項に関して実施しなければならない。

- a. 異議申立人が提示した異議の理由
- b. 紛争中の出願とそれに対して申し立てられた異議の評価
- c. 審査に関連するとみなされる比較対象の関連性

(3) (2)にいう審査は，次に掲げる行為により審査官が実施する。

- a. 関連する分類における既存の意匠の開示内容を十分に調査し，それら进行评估し，出願と比較すること
- b. 異議申立人が申し立てた異議に対して，出願进行评估し，比較すること
- c. 審査結果に関する包括的な報告書を総局に提供すること

(4) (3)第 c 項にいう審査報告書は，次に掲げる事項を含む。

- a. 意匠の新規性の評価
- b. 現行の法令，公序，宗教又は道徳に違反する要素の評価
- c. 出願の単一性の精査
- d. 意匠の開示内容の明確性に関する事項の検討

第2部 拒絶

第25条

(1) 総局は、出願手続において、現行の法令、公序、宗教又は道徳に反する要素を発見した場合、出願を拒絶し、その旨を出願人及びその代理人に対して書面により通知する。

(2) (1)に記載するところにより出願が拒絶される場合には、出願人は、出願を修正又は補正することを許可される。ただし、当該修正又は補正が、最初に提出された意匠の範囲を拡張するものでないことを条件とする。出願人は、(1)に規定する通知書が送付された日から最長30日以内に、必要な修正又は補正を行わなければならない。

(3) 総局は、(2)に概説する修正又は補正を受領した日から最長30日以内に、当該修正又は補正を認めるか却下するかを決定する。

(4) (2)に規定する修正又は補正が認められた場合には、総局は、出願手続を継続して進める。

第26条

(1) 総局は、法律第2条に記載する規定に反する出願を拒絶し、その旨を出願人及びその代理人に対して書面により通知する。

(2) (1)に記載するところにより出願が拒絶される場合には、出願人は、出願を修正又は補正することを許可される。ただし、当該修正又は補正が、最初に提出された意匠の範囲を拡張するものでないことを条件とする。出願人は、(1)に規定する通知書が送付された日から最長30日以内に、必要な修正又は補正を行わなければならない。

(3) 総局は、(2)に概説する修正又は補正を受領した日から最長30日以内に、当該修正又は補正を認めるか却下するかを決定する。

(4) (2)に規定する修正又は補正が認められた場合には、総局は、出願手続のその後の段階を進める。

第27条

(1) 出願人又はその代理人は、第25条(1)及び第26条(1)に規定する拒絶査定に対して、拒絶査定を受領した日から最長30日以内に不服申立を提出する機会を与えられる。

(2) 出願人又はその代理人が、(1)に規定するところにより不服申立を提出しない場合には、(1)に記載する総局が出した拒絶査定は確定する。

(3) 総局は、不服申立書を受領した日から最長30日以内に、(1)に記載する不服申立を認めるか却下するかを決定する必要がある。

(4) 不服申立が認められた場合には、総局は、出願手続のその後の段階を進める。

第28条

(1) 出願人又はその代理人は、第25条(1)及び第26条(1)に記載する拒絶査定に関して、法律の規定に従い、商務裁判所に訴訟を提起して法的手続を開始することができる。

(2) 総局は、(1)に記載する訴訟が認められたことを裏付ける、法的拘束力のある判決の謄本を受領したときは、出願手続のその後の段階を進める。

第3部 意匠登録証の付与

第29条

(1) 第23条(1)に規定する異議申立期間の満了までに出願に対して異議が申し立てられなかった場合には、総局は、当該期間の満了日から最長30日以内に意匠登録証を発行し、これを付与する。

(2) 意匠登録証は、出願受理日からその効力を生ずるものとする。

(3) (2)にいう意匠登録証は、次に掲げる情報を含む。

- a. 出願番号
- b. 意匠の名称
- c. 意匠の分類
- d. 意匠権所有者の名称、国籍及び住所
- e. 出願受理日
- f. 登録番号
- g. 権限を与えられた職員の署名

第30条

意匠登録証の写しを必要とする者は何人も、総局からそれを取得することができる。当該請求は、準拠法に規定されているとおり、手数料の納付を必要とする。

第31条

長官は、意匠登録証を付与された意匠を意匠一般登録簿に登録する責任を負う。当該意匠は、意匠公報においても公告され、かつ、公表される。

第 IV 章 意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更並びに意匠権の移転の登録

第 1 部 意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を登録するための申請

第 32 条

(1) 意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を登録するための申請は、インドネシア語の書面により、総局に 2 部提出しなければならない。

(2) (1)にいう意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を登録するための申請は、次に掲げる情報を含む。

- a. 意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を申請する登録意匠の登録番号
- b. 旧意匠権所有者及び新意匠権所有者の名称、国籍及び住所
- c. 申請されている名称及び／又は住所の変更に関連して、その意匠権所有者が法人である場合は、申請には、当該法人の名称及び当該法人が設立された国名を明記すること
- d. 名称及び／又は住所の変更を申請している意匠権所有者が、インドネシア共和国領外に居住しているか、拠点を置いている場合は、申請には、その者が任命したインドネシアにおける代理人の住所を明記すること

第 33 条

意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を登録するためのそれぞれの申請については、次に掲げるものを提出しなければならない。

- a. 意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を証明する証拠書類
- b. 代理人を通じて申請を提出する場合には、意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を登録するための申請を行う権限を代理人に明確に与える旨の特別委任状
- c. 意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を登録するための申請に必要な手数料の納付を証明するものの添付

第 34 条

第 33 条第 a 項に記載する意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を証明する証拠書類が外国語によるものである場合には、インドネシア語の翻訳文を添付しなければならない。

第 35 条

第 33 条第 b 項に記載する特別委任状は、意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を申請するための法的権限とみなす。次に掲げる規定に従うこと。

- a. 意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を申請する意匠の登録番号を明確に記載すること
- b. 特別委任状の付与者と受領者の双方が署名すること
- c. 公証人が捺印し、法律上正当と認めたこと
- d. 外国語により記載されている場合には、インドネシア語の翻訳文を添付すること

第 36 条

(1) 総局は、意匠権所有者の名称及び／又は住所の変更を意匠一般登録簿に登録する責任を

負う。当該変更は、第 32 条(1)に規定する完全な申請を受領した日から最長 30 日以内に、意匠公報に公告される。

(2) 総局は、(1)にいう登録の日から最長 14 日以内に、出願人又はその代理人に対して、登録について書面により通知しなければならない。

第 2 部 意匠権の移転を登録するための申請

第 37 条

(1) 意匠権の移転を登録するためには、申請をインドネシア語の書面により 2 部、総局に提出しなければならない。

(2) (1)に記載する意匠権の移転を登録するための申請は、次に掲げる情報を含む。

- a. 意匠権の移転の対象となる意匠の登録番号
- b. 現意匠権所有者と移転申請を提出された意匠権の移転者の双方の名称、国籍及び完全な住所
- c. 意匠権所有者又は意匠権の移転者の何れが法人である場合には、申請には、当該法人の名称及び当該法人が設立された国名を記載すること
- d. 権利の移転登録のための申請を提出する意匠権所有者又は意匠権の移転者が、インドネシア共和国領外に居住しているか、拠点を置いている場合には、任命されたインドネシアにおける代理人の姓名及び住所を記載する

第 38 条

意匠権の移転を登録するためのそれぞれの申請には、次に掲げる添付書類を含めなければならない。

- a. 権利の移転を裏付ける証拠書類。これには、権利の部分的な移転又は完全な移転が含まれる。
- b. 意匠権の移転の対象となる意匠の所有権を証明するもの
- c. 代理人を通じて権利の移転登録のための申請を提出する場合には、特別委任状
- d. 権利の移転登録のための申請に必要な手数料の納付を証明するものの添付

第 39 条

第 38 条第 a 項に規定する権利の移転を裏付ける証拠書類が外国語によるものである場合には、インドネシア語の翻訳文を添付しなければならない。

第 40 条

第 38 条第 c 項に記載する特別委任状は、意匠権の移転登録を申請するための法的権限とみなす。次に掲げる規定に従うこと。

- a. 意匠権の移転登録を申請する意匠の登録番号を明確に記載すること
- b. 特別委任状の付与者と受領者の双方が署名すること
- c. 公証人が捺印し、法律上正当と認めたこと
- d. 外国語により記載されている場合には、インドネシア語の翻訳文を添付すること

第 41 条

(1) 総局は、第 37 条(1)に規定する完全な申請を受領した日から最長 30 日以内に、意匠権の移転を意匠一般登録簿に登録し、かつ、それを意匠公報に公告する責任を負う。

(2) 総局は、(1)にいう登録の日から最長 14 日以内に、出願人又はその代理人に対して、登録について書面により通知しなければならない。

第 42 条

意匠一般登録簿に登録されていない意匠権の移転は、第三者に対抗することができない。

第 V 章 意匠登録の取消し

第 43 条

総局によって正当に登録された意匠は、次の場合、取消しの対象となる。

- a. 意匠権所有者が取消請求を総局に提出した場合、又は
- b. 意匠登録の取消しを求める利害関係人が提起した訴訟に従い、取消請求が認められたことを裏付ける、裁判所による法的拘束力のある判決が得られた場合

第 44 条

(1) 意匠権所有者による意匠登録の取消請求は、インドネシア語による書面 2 部を総局に提出しなければならない。

(2) 意匠登録の取消請求は、次に掲げる情報を含む。

- a. 取消しを求める意匠の登録番号
- b. 取消しを求める根拠又は理由

第 45 条

第 44 条に規定する意匠登録の取消請求には、次に掲げる書類を含めなければならない。

- a. 意匠登録証
- b. 意匠一般登録簿に登録された意匠権ライセンスから取得した、取消しに対して異議のない旨を記載した同意書
- c. 代理人を通じて請求をする場合には、意匠登録を取り消す権限を明確に与える旨の特別委任状
- d. 意匠登録の取消しに関する請求手数料の納付を証明するもの

第 46 条

第 45 条第 c 項に記載する特別委任状は、次に掲げる条件に従うことを条件として、取消請求を提出するための特別委任状である。

- a. 取消しを求める意匠の登録番号を記載すること
- b. 委任状の付与者及び受領者が署名すること
- c. 公証人が捺印し、法律上正当と認めたこと
- d. 外国語により記載されている場合には、インドネシア語の翻訳文を添付すること

第 47 条

(1) 総局は、第 44 条(1)に記載する意匠の完全な取消請求を受領した日から最長 30 日以内に、意匠権の取消しに関する決定を下すものとする。

(2) 総局は、(1)にいう総局が下した決定の日から最長 30 日以内に、意匠の取消しを意匠一般登録簿に正式に登録し、かつ、意匠公報に公告する。

(3) 総局は、(1)に記載する決定について、当該決定が下された後、最長 14 日以内に、次に掲げる受領者に対して書面により通知しなければならない。

- a. 意匠権所有者
- b. 意匠一般登録簿の登録に従って正当にライセンスされている場合には、ライセンスー

第 48 条

(1) 総局は、第 43 条第 b 項にいう利害関係人による意匠登録の取消請求に関して、裁判所による法的拘束力のある判決の謄本を受領してから最長 30 日以内に、意匠登録の取消しを意匠一般登録簿に登録し、かつ、それを意匠公報に公告する。

(2) 総局は、(1)に記載する登録の日から最長 14 日以内に、意匠権所有者及び(1)に記載する他の利害関係人に対して、当該登録について書面により通知しなければならない。

第 49 条

意匠登録の取消しは、意匠権及び当該意匠から生じる他の権利に関連するすべての法的効果を排除する。

第VI章 意匠一般登録簿及び意匠公報

第50条

意匠一般登録簿は、意匠分野における登録を編集したものであり、次に掲げる情報を含む。

- a. 意匠権所有者の名称，国籍及び住所
- b. 創作者の名称，国籍及び住所
- c. (該当する場合は)代理人の名称，国籍及び住所
- d. 意匠の名称
- e. 意匠の分類
- f. 意匠の図面又は写真
- g. 出願に係る意匠に関する説明又は関連情報
- h. 出願受理日
- i. 国名及び優先日
- j. 登録番号
- k. 必要に応じて，名称及び／又は住所の変更，権利の移転，取消し，ライセンス契約並びに他の関連情報を登録するための欄

第51条

(1) 意匠公報は、総局が定期的に発行する公式刊行物の形式により、法律により義務付けられた事項を含む公示媒体として機能する。

(2) 意匠公報は、次に掲げる事項を含む。

- a. 意匠権所有者又は出願人の名称，国籍及び住所
- b. 創作者の名称，国籍及び住所
- c. (該当する場合は)代理人の名称，国籍及び住所
- d. 意匠の名称
- e. 意匠の分類
- f. 意匠の図面又は写真
- g. 意匠に関する説明又は関連情報
- h. 出願受理日
- i. 国名及び優先日
- j. (意匠が既に登録されている場合は)登録番号
- k. 必要に応じて，名称及び／又は住所の変更，権利の移転，取消し，ライセンス契約並びに他の関連情報の登録に関する情報

第52条

総局は、総局の決定とともに、裁判所による法的拘束力のある判決を意匠一般登録簿に登録し、かつ、それらを意匠公報に公告する。

第VII章 経過規定

第53条

- (1) 本規則の制定前に意匠登録証を付与された意匠は、本規則に定める規定に反しない限り、有効であるものとみなす。
- (2) 本規則の制定前にされた出願は、本規則に定める規定に従って処理するものとする。

第 VIII 章 終則

第 54 条

本規則は、その制定日から施行する。本規則の公布は、広く認識されるようにするため、インドネシア共和国官報に本規則を掲載することにより行う。